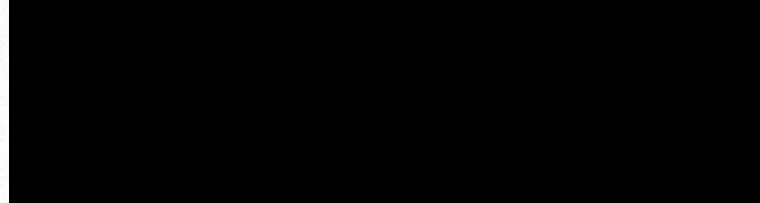


陳述書

2026 年 6 月 24 日

住所



署名 寺尾



第1 私の経歴と生活の状況

1 経歴

私は[REDACTED]生まれの50歳です。2008年（平成20年）9月、フランス人の配偶者との結婚を機にフランスへ移住しました。当初は南フランスのカヌ市に住み、その後2020年（令和2年）2月に、ニースやカヌから車で約30分の場所に位置する、アルプ・マリティーム県の[REDACTED]へ転居しました。現在は夫と子ども2人（13歳と11歳）と暮らしています。

2 フランスでは選挙権がないこと

私はフランスで18年近く生活していますが、日本国籍を維持しています。フランス国籍もEU国籍ありません。フランスの国政選挙はもちろん、地方自治体の選挙権ありません。私が主権者として参加し、投票できるのは日本の選挙のみです。日本には高齢の母や親族、友人がおり、日本とのつながりを強く持ち続けています。また、日本企業の仕事を続けていることもあり、日本の政治や社会の動向は私の生活に直接関係しています。私にとって、日本の国政選挙に参加することは、日本社会の一員としての意思を示す大切な機会です。

第2 在外選挙人名簿への登録とこれまでの投票

1 在外選挙人名簿への登録

私は、2013年（平成25年）1月にフランス、マルセイユ領事館のニース出張領事を利用して、東京都[REDACTED]の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の申請を行い、2013年（平成25年）3月3日付けで在外選挙人証の交付を受けました（甲B18：在外選挙人証）。2012年（平成24年）のアパート購入により一定期間の定住が見込まれたことをきっかけに、それまで理解できていなかった在外選挙の複雑な仕組みを調べ、ようやく理解したため登録することを決めました。

2 これまでの投票

これまで、今回を含めて6回ほど在外投票を行ってきました。在外公館での投票は往復に時間と費用がかかりすぎるため一度も利用したことはありません。

すべて郵便等投票による投票でした。これまでは、請求から投票用紙が届くまでの往復に要する日数は1週間程度であり、問題なく投票日に間に合っていました。

第3 本件選挙における投票の経緯

1 投票用紙等の請求（1月15日）

2026年（令和8年）1月9日頃から、衆議院解散の報道が流れ始めました。私は、解散が正式に表明されるよりも前の同月15日、■■■■選挙管理委員会宛てに、在外選挙人証を同封した上で、投票用紙等の交付請求の書類を追跡なしの航空便で送付しました（甲B20：切手の購入履歴）。海外郵便には相当の日数を要することを理解していたため、投票機会を失わないよう早めに行動したつもりでした。これまでの経験からすれば、この時期に請求していれば、投票日までに十分間に合うはずでした。

2 ■■■■選挙管理委員会への問い合わせ（2月2日）

ところが、公示日（1月27日）を過ぎても投票用紙等が届かなかったため、私は2月2日、■■■■選挙管理委員会に電話で配送状況を問い合わせました。担当者からは、「選挙管理委員会への投票用紙の納品が遅れたため、投票用紙等の発送も遅れてしまった」という説明を受け、郵便の追跡番号を教えてもらいました。後に確認したところ、■■■■選挙管理委員会が投票用紙等を発送したのは、公示日である1月27日でした（甲B21：選挙管理委員会発送郵便の追跡記録）。

3 投票用紙等の到着と即日の返送（2月3日）

投票用紙等が私の手元に届いたのは、投開票日の5日前である2月3日の13時25分でした（甲21：選挙管理委員会発送郵便の追跡記録）。私は、同日中に候補者の氏名等を記載し、追跡有りの航空便（EMSに相当する最も速い航空便で、日本まで5～7日を要します）で日本に発送しました（甲B22：投票用紙返送時の郵便追跡記録）。

4 投票日に間に合わなかったこと

私が発送した投票用紙は、2月6日にフランスの国際交換局で引き受けられましたが、 選挙管理委員会に到着したのは、投開票日（2月8日）の5日後である2月13日でした（甲B22：投票用紙返送時の郵便追跡記録）。その結果、私の投票は無効として扱われました。私は早い段階で投票用紙を請求し、到着後も直ちに返送しました。それにもかかわらず投票できなかったのは、解散から投票日までの期間が極めて短く設定されていたことが原因です。なお、投票用紙等の請求と記入済み投票用紙の返送にあたり、合計で9,84ユーロ、日本円で1800円（甲B20、甲B23：クレジットカード利用明細、甲B24：ユーロ円レート）を負担しました。

第4 在外公館投票を行うことができなかった事情

1 在外公館までの距離と生活上の制約

私の居住地から、在外公館投票を行うことができる最寄りの在外公館である在マルセイユ日本国総領事館までは、距離にして約200キロメートル離れており、車で片道約2時間半、往復で5時間を要します。これは大阪から名古屋まで行くような距離感です。また、往復の高速料金約8000円に加え（甲B25：高速料金シミュレーション）、1リットル2ユーロ（約360円）に高騰しているガソリン代の負担も生じます。なお、私の住む地域は公共交通機関が十分に発達しておらず、電車を利用した場合でも大幅な時間短縮にはなりませんし、往復で約8000円を要します（甲B25：電車料金シミュレーション）。

私は、東京に住んでいた頃から勤務していたレストラン・ウェディング事業を営む で、現在も仕事を続けています。現在はフランスからフルリモートで働いており、平日は朝から昼頃（日本時間の15時から19時）をコアタイムとして業務にコミットしており、この時間帯には取引先や社内担当者からの連絡に対応する必要があります。

また、11歳の子どもはまだ小学校に通っており、平日は16時45分に学校まで迎えに行かなくてはなりません。フランスでは、日本のように子どもだけで下校させることが一般的ではなく、保護者による送迎が必要となります。そのため、平日丸一日家を空けることは困難な状況にあります。

このように、平日は仕事や子どもの送迎があるため、往復5時間かけて領事館へ出向くことは容易ではありません。また、領事館は17時には閉館してしまいますし、日本の祝日とフランスの祝日の両方を休館日とするため、開館している日も非常に限られています。今回の在外公館での投票期間は1月28日から1月31日までのわずか4日間（うち平日は3日間）であり（甲B19：第51回第衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票の実施について）、仕事と2人の子どもの世話を抱える私にとって、この短い期間に丸1日かけてマルセイユまで往復することは、現実的に不可能でした。最終日である31日（土曜日）も、子どもの音楽学校の試験が入っていたこともあり、領事館へ行くことはできませんでした。

2 在外選挙人証が手元になかったこと

1月23日に領事館から在外公館等選挙の案内が送られてきました（甲B19）。しかし、その案内を受け取った時点で、私は、投票用紙等の請求書類に在外選挙人証の原本を同封していたため、在外選挙人証は手元になく、在外公館投票に切り替えることは制度上できませんでした。

第5 投票できなかったことについての思い

私は、解散の報道に接してすぐ、正式な解散表明よりも前に投票用紙を請求し、投票用紙が届いたその日のうちに、最も速い方法で返送しました。郵便等投票を選択した者として、できることはすべてやりました。それにもかかわらず投票が無効となったことについて、私は強い無念さと憤りを感じています。私が投票できなかったのは、私自身の不注意によるものではなく、選挙管理委員会への投票用紙の納品が遅れたことや、解散から投開票日までの期間が極めて短く設定されたことなど、制度上の問題によるものです。この状況に強い疑問を抱き、私は、投票期間の終了後、総務省に対して制度改善を求める意見フォームを送信しました（陳述書添付資料）。

私の子どもたちは現在日本国籍を持っています。将来、子どもたちが日本の大学に進学したり、二重国籍のまま日本へ戻って就職したりする可能性は十分にあります。その際、日本の制度が彼らにどのような影響を与えるのか、例え

ば将来的に徴兵制が議論されるようなことにならないかなど、親として考えるべきではないことは山ほどあります。だからこそ、次世代に対する責任として日本の選挙に参加することは、海外に住んでいても行使すべき私の重要な権利であり義務だと考えています。

私は、子どもたちに、親である自分自身が「投票する姿」を見せることが非常に重要だと考えています。選挙権がない子どもたちにとって、親が投票する姿を見ることや、社会がどうなっているのかを普段の生活と結びつけて考えることは、主権者になるための重要な「下準備」です。私自身、名古屋市内の昔からの地域の結びつきが強い場所で育ちましたが、両親から、自分の意思で自由に投票することの大切さを教わってきました。そして私もまた、その考え方を子どもたちに伝えたいと思っています。実際、私の子ども達は政治に強い関心を持っており、6歳の時にはフランスの大統領候補の名前を全員言えるようになっていました。

フランスでは、選挙は人々の生活に非常に身近なものです。私の住む町では、今年3月に行われた全国首長選挙で、XXXXXXXXXX若者が町長に選ばれました。XXXXXXXXXX

私はその姿を見て、政治とは遠い世界の話ではなく、子どもたち自身の未来とつながる身近なものであることを改めて実感しました。このような民主主義の姿を日常的に見ているからこそ、日本の選挙においても、居住地を問わず誰もが参加できる制度であってほしいと強く願っています。また、選挙をとおして、子どもたちが主権者となるための準備を積み重ねていける社会であってほしいとも考えています。

最後に、現在の日本のデジタル化の遅れには非常に大きな危機感を抱いています。フランスでは行政手続や税務、医療保険など、多くの制度がデジタル化されています。しかし、日本では依然として紙や郵送に依存する仕組みが多く残っています。今回の選挙のように、郵便投票で間に合わない地域がある以上、

現在の制度では不完全です。すべての有権者の権利を保障するためには、ネット投票の導入が不可欠だと考えています。複雑な手続きが壁となり誰も利用しないような本末転倒な仕組みにならないかという懸念はありますが、制度の未整備を理由に有権者の声を切り捨てる現状は許されません。みんなが参加できる公平な選挙制度の実現に向けて、この訴訟がより良い方向への一歩となることを願っています。

以 上

From: goikengoteian@soumu.go.jp <goikengoteian@soumu.go.jp>

Sent: Tuesday, February 10, 2026 5:41 PM

To: [REDACTED]

Subject: 在外邦人の郵便投票と今回の衆議院選挙の問題について

ありがとうございました。

総務省へ以下の内容が送信されました。

なお、このメールは自動配信されたものです。

このメールアドレス宛に返信いただきましても、

担当者にはメールが届きませんので御注意ください。

【フォームのアドレス】

<https://www.soumu.go.jp/form/common/opinions.html>

【入力内容】

ご意見・ご提案の分野：地方行政（地方分権、市町村合併、まちづくり、地方公務員制度、選挙制度）

タイトル：在外邦人の郵便投票と今回の衆議院選挙の問題について

ご意見・ご提案：東京[REDACTED]区の在外選挙人証をもつフランス地方在住のものです。

今回の衆議院選挙において、郵便投票が間に合いませんでした。

以下、時系列です。

1/15フランスより投票用紙請求書を投函

1/27[REDACTED]区より投票用紙を発送

2/3フランスで投票用紙受け取り

2/3同日 フランスより投票用紙を投函

2/10現在 追跡を見てもまだ到着しておりません

これまで数回郵便投票を行っていますが、投票用紙の請求を公示より前にフライングで行うことにより、公示日には手元に投票用紙がある状態でほぼ間に合っていました。

日仏間の航空郵便は、他国と比べると安定して1週間で届きます。

今回、おそらく[REDACTED]選挙管理委員会には1/27より前に請求は届いていたと思いますが、発送が1/27になったのが何故か電話で問い合わせたところ「投票用紙の納品がこの日になった」との説明でした。

航空便のリードタイムを鑑みて、完全にスケジュールが破綻しています。海外との郵便事情の問題ではなく、急な解散総選挙に伴う国内事情が理由により投票できなかったこととなります。

今回の選挙で郵便投票で投票できたケースはあったのでしょうか？

最寄りの領事館まで約200kmあり、直接の投票は現実的ではありません。

そもそも既に在外選挙人証を日本へ郵送している状態で手元にないため、間に合わないことが分かってから領事館へ赴いても投票できない状態でした。

これは公職選挙法には抵触しないのでしょうか。

今後、選挙が決まってから投票日までの期間についても在外投票を行う日本国民がいることも考慮されることを望みます。

お名前：寺尾 [REDACTED]

電子メールアドレス：[REDACTED]

在住都道府県名：海外

国名：フランス

同意：同意する

総務省